

令和2年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

宮城労働局

1 趣旨

年末・年始は、日照時間が短くなる、視界不良や積雪・凍結が生じる等作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなる等様々な要因が重なり合う時期であり、例年、転倒灾害、墜落・転落灾害、交通労働災害等が多く発生することから、適切な安全衛生管理体制に基づく実効ある安全衛生管理活動の推進、基本的作業手順の確実な順守、非定常作業が発生した際の連絡・情報共有と安全第一とした作業の履行、一人ひとりの安全衛生意識の徹底等、労働災害の防止のための取組が特に求められる時期である。

また、年末・年始においては、過重労働に起因する健康障害の発生も懸念されるところであり、「働き方改革」の推進により、誰もが安心して安全・健康に働くことができる職場づくりが一層重要となるところである。

上記を踏まえ、宮城労働局では、県内すべての事業場において、「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」を突破口とした労働災害防止活動が積極的に取り組まれ、そのすべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えるよう、「令和2年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を実施することとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各事業場においては、いわゆる“三つの密”（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を回避しながら、労使協力の下、創意工夫を図ることにより、効果的な取組を展開することとする。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）まで

3 主唱者

厚生労働省 宮城労働局

4 実施者

各事業場

5 実施事項

（1）主唱者が実施する事項

- ア 資料等の作成・配付、各種広報媒体を利用した本運動による労働災害防止活動の周知・啓発
- イ 発注機関、災害防止関係団体、各種業界団体等に対する本運動の積極的展開のための協力要請等
- ウ 宮城労働局長等による安全パトロール等の実施
- エ 各事業場の実施事項についての指導・援助

（2）各事業場が実施する事項

裏面「実施事項」のとおり

実施事項

1. 安全衛生管理体制に関する事項

- ① 経営トップによる安全衛生への所信表明、安全衛生パトロール等の実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価、改善及び新年(度)の安全衛生管理年間計画の作成、実施(PDCA)
- ④ 安全朝礼、作業開始前のTBM、4S活動、KY活動、リスクアセスメントの取組などの自主的安全衛生管理活動の実施

2. 労働災害防止対策に関する事項

- ① 積雪・凍結による転倒災害防止対策の実施、点検(「STOP!転倒災害プロジェクト」)
- ② 高所からの墜落・転落防止対策の実施、点検
- ③ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく、安全衛生教育の実施及び安全・健康に配慮した職場環境の改善
- ④ 安全衛生教育(職長教育・能力向上教育・再教育等)・研修等における情報通信機器の活用促進
- ⑤ 職場内の各種設備の総点検と作業手順書、作業マニュアル等の理解・順守徹底
- ⑥ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」、「激突され災害」の防止対策、作業開始前点検等の実施
- ⑦ 腰痛予防対策の実施(「職場における腰痛予防対策指針」)
- ⑧ 交通労働災害防止対策の実施

3. 健康確保対策・働き方改革に関する事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、チェックリスト^(注)の活用による職場状況の確認、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の促進
(注) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- ② 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワークライフバランスの推進
- ③ 長時間にわたる時間外・休日労働を行う労働者に対する面接指導等の実施
- ④ 健康診断の確実な実施及びその結果に基づく適切な事後措置の徹底
- ⑤ メンタルヘルスケアの積極的な推進

4. その他の事項

- ① 「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」をスローガンとした労働災害防止活動の推進等、労働者の安全衛生意識を高揚するための各種取組の実施
- ② ポスターの掲示、安全衛生旗掲揚等、「『見える』安全衛生活動」^(注)の促進
(注) 通常は視覚的に捉えられないものを可視化(見える化)することにより、安全衛生意識を高める取組

